

# 第5章 子ども・子育て支援新制度の推進

## 1 本章の趣旨

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、市町村が実施主体として、幼児期の教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、「子ども・子育て支援事業計画（以下この章において「市町村計画」という。）」を策定の上、保育所・認定こども園・幼稚園などの整備を進めるほか、地域子ども・子育て支援事業などを実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

県は、市町村の取組に必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を越えた広域的な施策を講じるため、都道府県子ども・子育て支援計画（以下この章において「支援計画」という）を策定しなければなりません。

本章は、国の定める基本指針<sup>※</sup>を踏まえ、主に幼児期の教育・保育の提供体制を中心にまとめています。

### ※基本指針

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」

## 2 県設定区域

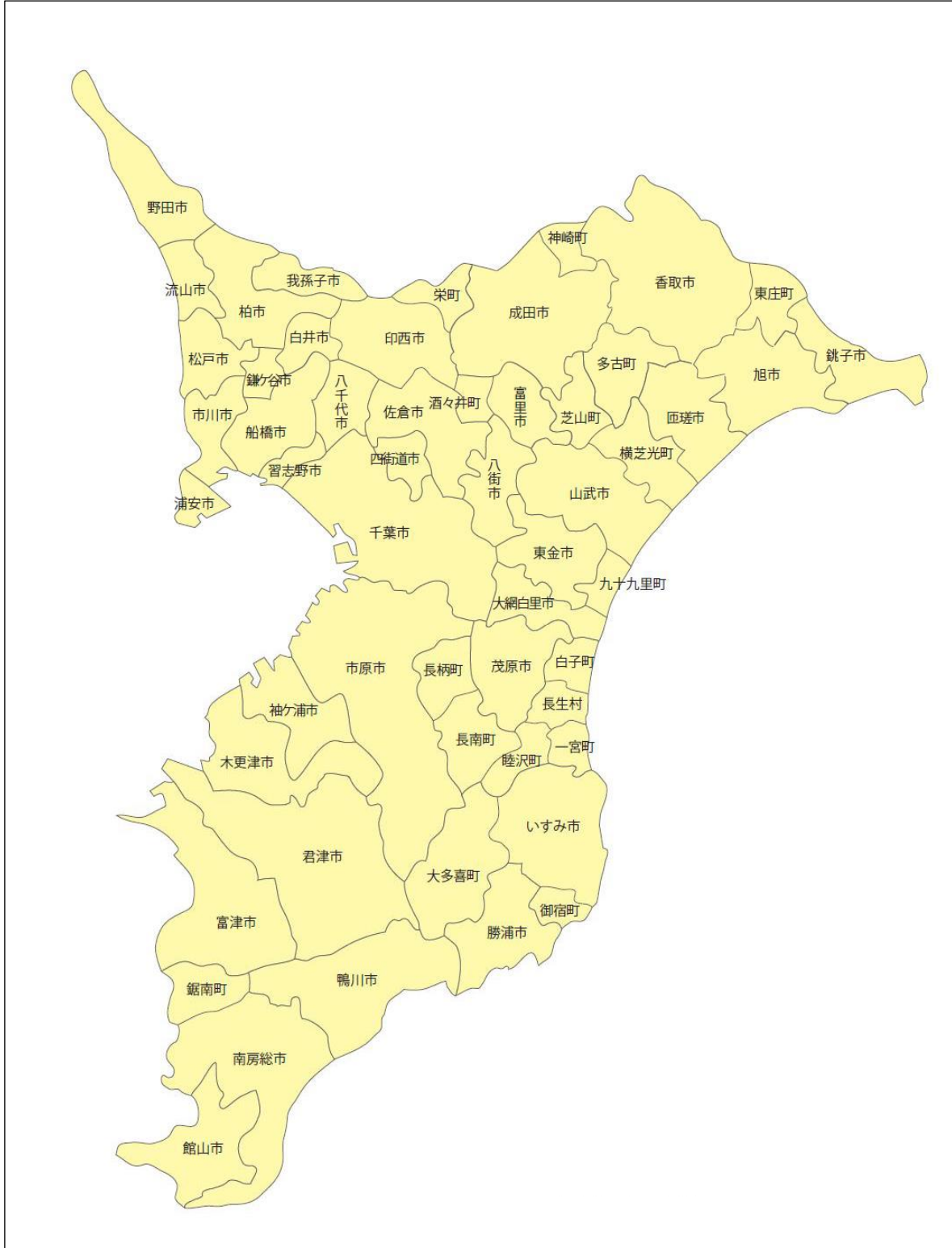
支援計画策定に際し、「幼児期の教育・保育の需要」と、それに対応する「教育・保育の提供内容や時期」を把握する際の単位（地域）となる「県設定区域」を定める必要があります。

県では、この「県設定区域」について、市町村の様々な地域の実情を計画内容に柔軟に反映できるよう、1市町村を1つの区域とし、県内で54区域を設定します。

なお、「県設定区域」は、教育・保育の需要や提供内容などを把握するための単位（地域）であり、「県設定区域」＝「市町村」を超えた教育・保育施設の利用が制限されるものではありません。

【県設定区域】

1 市町村を 1 つの区域として、県内 5 4 区域を設定します。



本プランでは、「幼児期の教育・保育の需要」と、それに対応する「教育・保育の提供内容や時期」について、市町村計画の内容を反映の上、県設定区域ごとに「教育・保育の提供体制の確保に係る市町村（区域）別一覧」（166 ページ～219 ページ）のとおり定めます。

県全体では次ページ「県内総括表」のとおりですが、令和5年度末までに保育所待機児童の解消を図り（令和6年4月1日時点で0）、その後も引き続き、需要の伸びに対応した供給の確保により、各年度当初待機児童数ゼロを目指します。

なお、幼児教育・保育の無償化の影響や、女性の就業率が高まる中で、地域の実情に応じて、保育を必要とする者の増加が見込まれることから、それに応じた提供体制を確保できるよう、見込量を定めています。

施設類型別の整備目標数と設置時期については、147 ページ～156 ページ記載のとおりです。

## 令和4年度 中間見直し

## 【保育所待機児童数】

各年4月1日現在（単位：人）

	H31	R2	R3	R4	R5	R6
県合計	1,020	833	428	250	109	0

## 【用語等について】

用語	内容
量の見込み	就学前子どものうち、教育・保育を必要とする又は希望する子どもの人数
確保方策	教育・保育を提供する保育所・認定こども園・幼稚園等の施設の定員数
1号認定	満3歳以上の子どもで、教育標準時間認定を受けた場合
2号認定	満3歳以上の子どもで、保育認定を受けた場合
3号認定	満3歳未満の子どもで、保育認定を受けた場合
特定教育・保育施設	認定こども園、保育所、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園
確認を受けない幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園 (私学助成を受けている幼稚園)
特定地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、地域枠を設ける事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業
認可外保育施設	いわゆる認可外保育施設のうち、地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設

# 1 「幼児期の教育・保育の需要」及び「教育・保育の提供内容や時期」について

## 【県内総括表】

(各年度) (単位: 人)

教育・保育の量の見込み及び確保方策		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
就学前の子どもの教育・保育の量の見込み		189,888	197,444	197,762	197,079	197,076	197,293
教育保育等の確保方策		224,373	227,922	234,533	239,099	242,502	245,258
	特定教育・保育施設	137,208	146,316	153,303	158,931	162,440	165,424
	特定地域型保育事業	5,318	6,337	7,817	9,155	10,298	11,137
	確認を受けない幼稚園	79,724	72,285	70,356	67,937	66,669	65,583
	認可外保育施設	2,123	2,984	3,057	3,076	3,095	3,114
1号認定	1号認定及び2号認定(教育ニーズ)						
	量の見込み	74,519	71,894	69,826	67,275	65,572	64,057
	確保方策	103,216	98,605	98,154	97,021	96,418	95,645
	特定教育・保育施設	24,164	27,201	28,961	30,459	31,455	32,095
	確認を受けない幼稚園	79,052	71,404	69,193	66,562	64,963	63,550
	今後必要となる定員数(「量の見込み」-「確保方策」)	▲ 28,697	▲ 26,711	▲ 28,328	▲ 29,746	▲ 30,846	▲ 31,588
2号認定	2号認定(保育ニーズ)						
	量の見込み(保育ニーズ)	65,201	68,924	70,077	70,720	71,359	72,097
	確保方策	70,450	74,772	77,957	80,664	82,563	84,268
	特定教育・保育施設	69,202	72,854	75,763	78,264	79,828	81,202
	確認を受けない幼稚園	660	863	1,135	1,337	1,668	1,995
	認可外保育施設	588	1,055	1,059	1,063	1,067	1,071
	今後必要となる定員数(「量の見込み」-「確保方策」)	▲ 5,249	▲ 5,848	▲ 7,880	▲ 9,944	▲ 11,204	▲ 12,171
3号認定	3号認定(1・2歳児)						
	量の見込み	42,199	46,595	47,553	48,585	49,426	50,212
	確保方策	39,980	43,092	46,115	48,487	50,136	51,594
	特定教育・保育施設	34,441	36,325	38,150	39,410	40,133	40,874
	特定地域型保育事業	4,261	5,091	6,219	7,309	8,223	8,928
	確認を受けない幼稚園	12	18	28	38	38	38
	認可外保育施設	1,266	1,658	1,718	1,730	1,742	1,754
		今後必要となる定員数(「量の見込み」-「確保方策」)	2,219	3,503	1,438	98	▲ 710
3号認定	3号認定(0歳児)						
	量の見込み	7,969	10,031	10,306	10,499	10,719	10,927
	確保方策	10,727	11,453	12,307	12,927	13,385	13,751
	特定教育・保育施設	9,401	9,936	10,429	10,798	11,024	11,253
	特定地域型保育事業	1,057	1,246	1,598	1,846	2,075	2,209
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	269	271	280	283	286	289
	今後必要となる定員数(「量の見込み」-「確保方策」)	▲ 2,758	▲ 1,422	▲ 2,001	▲ 2,428	▲ 2,666	▲ 2,824
2・3号	保育ニーズ						
	量の見込み	115,369	125,550	127,936	129,804	131,504	133,236
	確保方策	121,157	129,317	136,379	142,078	146,084	149,613
	今後必要となる定員数(「量の見込み」-「確保方策」)	▲ 5,788	▲ 3,767	▲ 8,443	▲ 12,274	▲ 14,580	▲ 16,377

# 令和4年中間見直し

(各年度) (単位: 人)

教育・保育の量の見込み及び確保方策		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	
就学前の子どもの教育・保育の量の見込み		189,888	191,664	190,693	189,405	191,593	190,209	
教育保育等の確保方策		224,373	227,092	231,255	230,979	233,264	234,274	
	特定教育・保育施設	137,208	143,991	150,372	155,512	161,011	162,477	
	特定地域型保育事業	5,318	6,274	7,147	7,696	8,372	8,853	
	確認を受けない幼稚園	79,724	73,706	70,758	64,940	61,352	60,445	
	認可外保育施設	2,123	3,121	2,978	2,831	2,529	2,499	
1号認定	1号認定及び2号認定(保育ニーズ)							
	量の見込み	74,519	70,538	68,051	64,519	62,778	60,903	
	確保方策	103,216	99,663	98,913	95,130	93,041	91,822	
	特定教育・保育施設	24,164	25,957	28,155	30,190	31,689	31,377	
	確認を受けない幼稚園	79,052	73,706	70,758	64,940	61,352	60,445	
	今後必要となる定員数(「量の見込み」-「確保方策」)	▲ 28,697	▲ 29,125	▲ 30,862	▲ 30,611	▲ 30,263	▲ 30,919	
2号認定	2号認定(保育ニーズ)							
	量の見込み(保育ニーズ)	65,201	67,626	68,560	69,524	71,897	71,417	
	確保方策	70,450	73,505	76,241	78,168	80,319	81,310	
	特定教育・保育施設	69,202	72,274	74,710	76,680	78,984	79,979	
	確認を受けない幼稚園	660	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	588	1,231	1,531	1,488	1,335	1,331	
	今後必要となる定員数(「量の見込み」-「確保方策」)	▲ 5,249	▲ 5,879	▲ 7,681	▲ 8,644	▲ 8,422	▲ 9,893	
3号認定	3号認定(1・2歳児)							
	量の見込み	42,199	44,297	44,911	46,052	47,142	48,254	
	確保方策	39,980	42,566	44,379	45,784	47,402	48,424	
	特定教育・保育施設	34,441	35,936	37,398	38,412	39,655	40,299	
	特定地域型保育事業	4,261	5,036	5,806	6,288	6,766	7,164	
	確認を受けない幼稚園	12	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	1,266	1,594	1,175	1,084	981	961	
		今後必要となる定員数(「量の見込み」-「確保方策」)	2,219	1,731	532	268	▲ 260	▲ 170
	3号認定(0歳児)							
	量の見込み	7,969	9,203	9,171	9,310	9,776	9,635	
確保方策	10,727	11,358	11,722	11,897	12,509	12,721		
特定教育・保育施設	9,401	9,824	10,109	10,230	10,683	10,822		
特定地域型保育事業	1,057	1,238	1,341	1,408	1,613	1,692		
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0		
認可外保育施設	269	296	272	259	213	207		
	今後必要となる定員数(「量の見込み」-「確保方策」)	▲ 2,758	▲ 2,155	▲ 2,551	▲ 2,587	▲ 2,733	▲ 3,086	
2・3号	保育ニーズ							
	量の見込み	115,369	121,126	122,642	124,886	128,815	129,306	
	確保方策	121,157	127,429	132,342	135,849	140,230	142,455	
	今後必要となる定員数(「量の見込み」-「確保方策」)	▲ 5,788	▲ 6,303	▲ 9,700	▲ 10,963	▲ 11,415	▲ 13,149	

※R1については、H31.4.1現在

【各市町村別保育所待機児童数の実績及び見込み】

(各年度) (単位: 人)

				見込み				
	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
県合計	1,787	1,392	1,020	573	0	0	0	0
千葉市	48	8	4	0	0	0	0	0
船橋市	81	95	72	0	0	0	0	0
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0
市川市	576	385	138	84	0	0	0	0
館山市	0	0	0	0	0	0	0	0
木更津市	86	83	69	30	0	0	0	0
松戸市	0	0	0	0	0	0	0	0
野田市	0	0	9	1	0	0	0	0
茂原市	70	17	3	4	0	0	0	0
成田市	18	15	36	11	0	0	0	0
佐倉市	0	15	29	0	0	0	0	0
東金市	1	3	0	8	0	0	0	0
旭市	0	0	0	0	0	0	0	0
習志野市	338	144	89	81	0	0	0	0
勝浦市	0	0	0	0	0	0	0	0
市原市	38	52	89	80	0	0	0	0
流山市	92	29	42	39	0	0	0	0
八千代市	107	144	30	0	0	0	0	0
我孫子市	0	0	0	0	0	0	0	0
鴨川市	0	0	0	0	0	0	0	0
鎌ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0
君津市	19	45	50	12	0	0	0	0
富津市	0	0	0	0	0	0	0	0
浦安市	165	168	142	0	0	0	0	0
四街道市	24	2	0	96	0	0	0	0
袖ヶ浦市	1	0	28	10	0	0	0	0
八街市	12	11	22	0	0	0	0	0
印西市	81	133	94	53	0	0	0	0
白井市	10	22	13	20	0	0	0	0
富里市	13	6	43	38	0	0	0	0
南房総市	0	0	0	0	0	0	0	0
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0	0
香取市	0	0	4	0	0	0	0	0
山武市	0	0	0	0	0	0	0	0
いすみ市	0	0	0	0	0	0	0	0
大網白里市	7	6	8	6	0	0	0	0
酒々井町	0	2	2	0	0	0	0	0
栄町	0	0	4	0	0	0	0	0
神崎町	0	0	0	0	0	0	0	0
多古町	0	0	0	0	0	0	0	0
東庄町	0	7	0	0	0	0	0	0
九十九里町	0	0	0	0	0	0	0	0
芝山町	0	0	0	0	0	0	0	0
横芝光町	0	0	0	0	0	0	0	0
一宮町	0	0	0	0	0	0	0	0
睦沢町	0	0	0	0	0	0	0	0
長生村	0	0	0	0	0	0	0	0
白子町	0	0	0	0	0	0	0	0
長柄町	0	0	0	0	0	0	0	0
長南町	0	0	0	0	0	0	0	0
大多喜町	0	0	0	0	0	0	0	0
御宿町	0	0	0	0	0	0	0	0
鋸南町	0	0	0	0	0	0	0	0

# 令和4年中間見直し

(各年度) (単位：人)

	実績							見込み	
	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
県合計	1,787	1,392	1,020	833	428	250	109	0	
千葉市	48	8	4	0	0	0	0	0	
船橋市	81	95	72	197	12	28	0	0	
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	
銚子市	0	0	0	0	0	0	0	0	
市川市	576	385	138	64	0	0	0	0	
館山市	0	0	0	0	0	0	0	0	
木更津市	86	83	69	62	90	6	6	0	
松戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	
野田市	0	0	9	1	0	0	0	0	
茂原市	70	17	3	4	0	0	0	0	
成田市	18	15	36	35	16	8	0	0	
佐倉市	0	15	29	11	0	0	0	0	
東金市	1	3	0	14	1	1	2	0	
旭市	0	0	0	0	0	0	0	0	
習志野市	338	144	89	55	24	16	13	0	
勝浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	
市原市	38	52	89	32	1	0	0	0	
流山市	92	29	42	26	0	3	0	0	
八千代市	107	144	30	31	48	119	31	0	
我孫子市	0	0	0	0	0	0	0	0	
鴨川市	0	0	0	0	0	0	0	0	
鎌ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	
君津市	19	45	50	11	85	9	0	0	
富津市	0	0	0	0	0	0	0	0	
浦安市	165	168	142	34	0	0	0	0	
四街道市	24	2	0	74	0	0	0	0	
袖ヶ浦市	1	0	28	60	46	23	10	0	
八街市	12	11	22	30	0	0	0	0	
印西市	81	133	94	20	76	13	0	0	
白井市	10	22	13	2	1	3	0	0	
富里市	13	6	43	56	18	12	12	0	
南房総市	0	0	0	0	0	0	0	0	
匝瑳市	0	0	0	0	0	0	0	0	
香取市	0	0	4	0	0	0	0	0	
山武市	0	0	0	0	0	0	0	0	
いすみ市	0	0	0	0	0	0	0	0	
大網白里市	7	6	8	10	10	8	35	0	
酒々井町	0	2	2	0	0	0	0	0	
栄町	0	0	4	0	0	0	0	0	
神崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	
多古町	0	0	0	0	0	0	0	0	
東庄町	0	7	0	4	0	1	0	0	
九十九里町	0	0	0	0	0	0	0	0	
芝山町	0	0	0	0	0	0	0	0	
横芝光町	0	0	0	0	0	0	0	0	
一宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	
睦沢町	0	0	0	0	0	0	0	0	
長生村	0	0	0	0	0	0	0	0	
白子町	0	0	0	0	0	0	0	0	
長柄町	0	0	0	0	0	0	0	0	
長南町	0	0	0	0	0	0	0	0	
大多喜町	0	0	0	0	0	0	0	0	
御宿町	0	0	0	0	0	0	0	0	
鋸南町	0	0	0	0	0	0	0	0	

## 2 施設種類別 整備目標数と設置時期について

教育・保育施設のか所数・定員数について（県総括一覧表）

（各年度）

		R1	R2	R3	R4	R5	R6	
認可保育所		施設数（か所）	1,050	1,105	1,157	1,195	1,220	1,241
		定員数（人）	98,254	102,802	107,195	110,556	112,759	114,697
認定こども園	4類型合計	総施設数（か所）	178	201	217	229	237	243
		総定員数（人）	27,911	31,717	34,456	37,041	38,436	39,712
		2・3号定員数（人）	14,823	16,677	17,631	18,460	18,830	19,236
		1号定員数（人）	13,088	15,040	16,825	18,581	19,606	20,476
	幼保連携型	施設数（か所）	96	107	117	125	128	131
		定員数（人）	16,141	17,799	19,462	21,382	21,982	22,743
		2・3号定員数（人）	10,769	12,052	12,826	13,515	13,745	14,021
		1号定員数（人）	5,372	5,747	6,636	7,867	8,237	8,722
	保育所型	施設数（か所）	17	19	19	19	19	19
		定員数（人）	1,919	2,094	2,094	2,094	2,094	2,094
		2・3号定員数（人）	1,658	1,832	1,832	1,832	1,832	1,832
		1号定員数（人）	261	262	262	262	262	262
	幼稚園型	施設数（か所）	62	72	78	82	87	90
		定員数（人）	9,625	11,598	12,674	13,339	14,134	14,649
		2・3号定員数（人）	2,217	2,614	2,794	2,934	3,074	3,204
		1号定員数（人）	7,408	8,984	9,880	10,405	11,060	11,445
	地方裁量型	施設数（か所）	3	3	3	3	3	3
		定員数（人）	226	226	226	226	226	226
		2・3号定員数（人）	179	179	179	179	179	179
		1号定員数（人）	47	47	47	47	47	47
特定地域型 保育事業	4事業合計	総事業数（か所）	349	407	489	557	616	658
		総定員数（人）	5,343	6,362	7,842	9,180	10,323	11,162
	小規模	事業数（か所）	296	351	427	489	542	580
		定員数（人）	5,000	5,966	7,374	8,640	9,711	10,502
	家庭的	事業数（か所）	32	32	32	32	32	32
		定員数（人）	131	135	135	135	135	135
	事業所内	事業数（か所）	21	24	30	36	42	46
		定員数（人）	212	261	333	405	477	525
	居宅訪問型	事業数（か所）	0	0	0	0	0	0
		定員数（人）	0	0	0	0	0	0
幼稚園	確認を受けた 幼稚園	施設数（か所）	85	92	90	88	88	87
		定員数（人）	10,982	12,451	12,393	12,145	12,142	11,929
	確認を受けない 幼稚園	施設数（か所）	335	307	296	286	279	275
		定員数（人）	79,721	72,285	70,356	67,937	66,669	65,583
認可外保育施設		施設数（か所）	92	150	151	150	149	148
		定員数（人）	2,587	3,325	3,313	3,247	3,181	3,114



令和4年度 中間見直し

		R1	R2	R3	R4	R5	R6	
認可保育所		施設数 (か所)	1,050	1,103	1,154	1,187	1,219	1,237
		定員数 (人)	98,254	101,592	104,793	106,614	109,233	110,435
認定こども園	4類型合計	総施設数 (か所)	178	202	216	236	249	256
		総定員数 (人)	27,911	31,642	33,591	36,426	39,212	40,224
		2・3号定員数 (人)	14,823	16,722	17,781	19,201	20,591	21,137
		1号定員数 (人)	13,088	14,920	15,810	17,225	18,621	19,087
	幼保連携型	施設数 (か所)	96	108	112	124	132	138
		定員数 (人)	16,141	17,983	18,623	20,266	21,916	22,810
		2・3号定員数 (人)	10,769	12,134	12,580	13,467	14,450	14,956
		1号定員数 (人)	5,372	5,849	6,043	6,799	7,466	7,854
	保育所型	施設数 (か所)	17	18	18	21	22	22
		定員数 (人)	1,919	2,034	2,058	2,564	2,615	2,615
		2・3号定員数 (人)	1,658	1,796	1,825	2,305	2,324	2,324
		1号定員数 (人)	261	238	233	259	291	291
	幼稚園型	設数数 (か所)	62	71	80	84	91	92
		定員数 (人)	9,625	11,144	12,388	12,958	14,414	14,532
		2・3号定員数 (人)	2,217	2,583	3,157	3,195	3,628	3,668
		1号定員数 (人)	7,408	8,561	9,231	9,763	10,786	10,864
	地方裁量型	施設数 (か所)	3	5	6	7	4	4
		定員数 (人)	226	481	522	638	267	267
		2・3号定員数 (人)	179	209	219	234	189	189
		1号定員数 (人)	47	272	303	404	78	78
特定地域型 保育事業	4事業合計	総事業数 (か所)	349	405	454	486	525	555
		総定員数 (人)	5,343	6,274	7,147	7,696	8,379	8,842
	小規模	事業数 (か所)	296	349	397	427	466	494
		定員数 (人)	5,000	5,930	6,790	7,325	8,012	8,451
	家庭的	事業数 (か所)	32	32	31	30	30	30
		定員数 (人)	131	135	132	128	120	120
	事業所内	事業数 (か所)	21	24	24	27	27	29
		定員数 (人)	212	209	222	240	244	268
居宅訪問型	事業数 (か所)	0	0	2	2	2	2	
	定員数 (人)	0	0	3	3	3	3	
幼稚園	確認を受けた 幼稚園	施設数 (か所)	85	82	85	93	96	90
		定員数 (人)	10,982	10,757	11,988	12,472	12,564	11,790
	確認を受けない 幼稚園	施設数 (か所)	335	308	294	272	261	257
		定員数 (人)	79,721	73,706	70,758	64,940	61,352	60,445
認可外保育施設		施設数 (か所)	92	91	85	85	78	76
		定員数 (人)	2,587	3,109	2,966	2,819	2,517	2,487

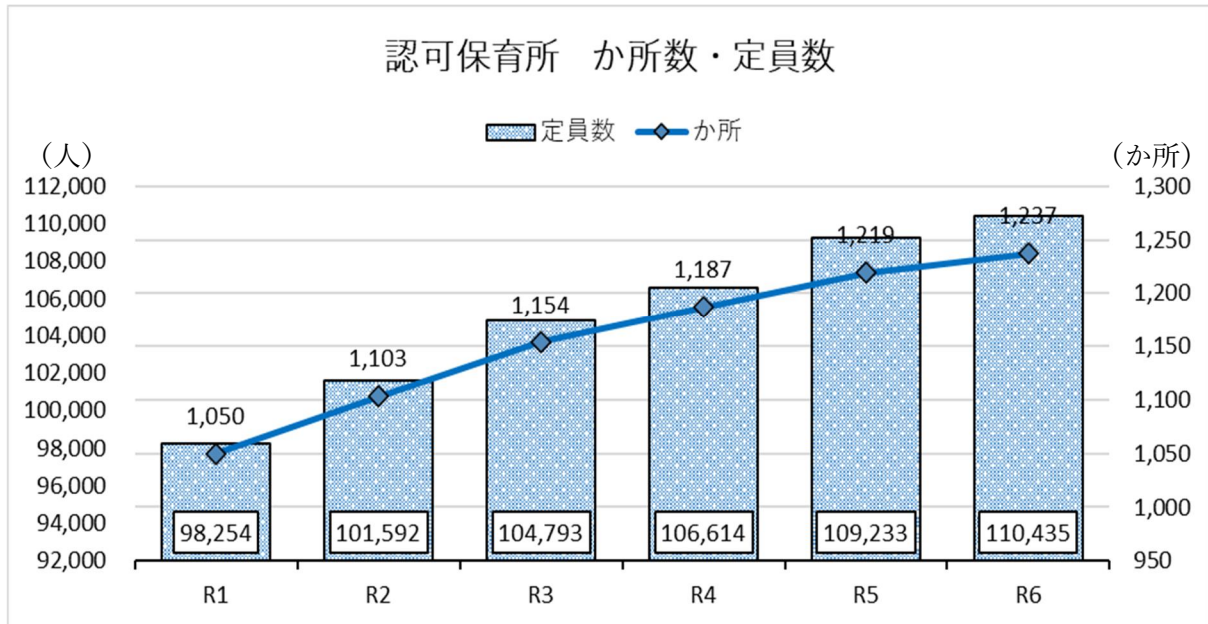
令和4年度 中間見直し

教育・保育施設のか所数・定員数について（県総括個別表）

ア 認可保育所

（各年度）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
施設数（か所）	1,050	1,103	1,154	1,187	1,219	1,237
定員数（人）	98,254	101,592	104,793	106,614	109,233	110,435

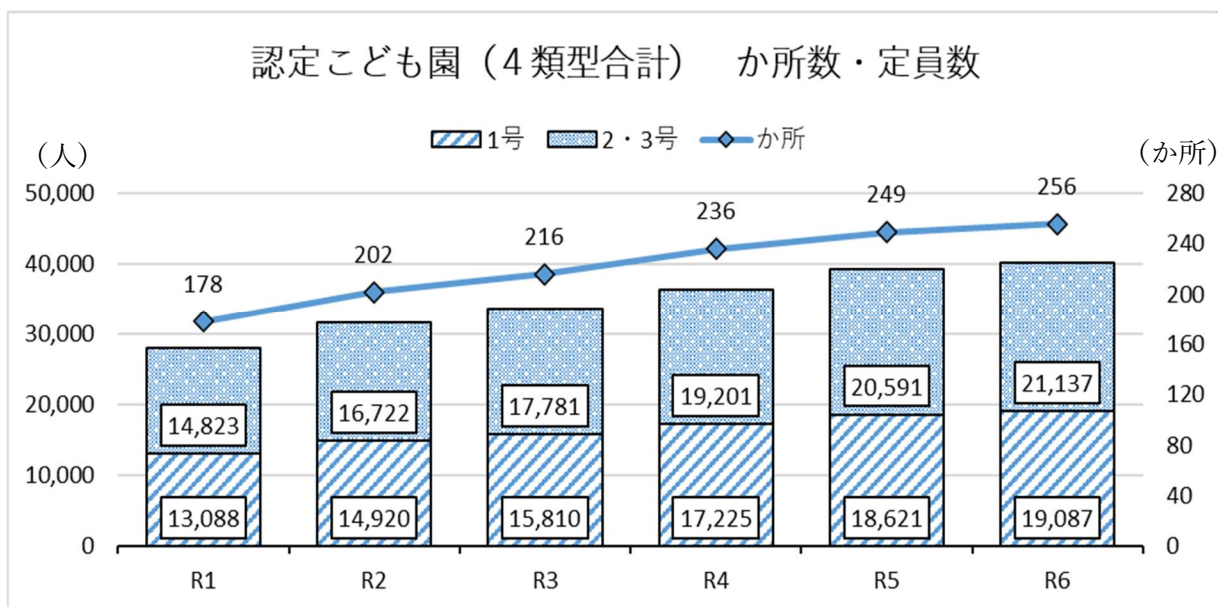


## イ 認定こども園

### (ア) 4類型合計

(各年度)

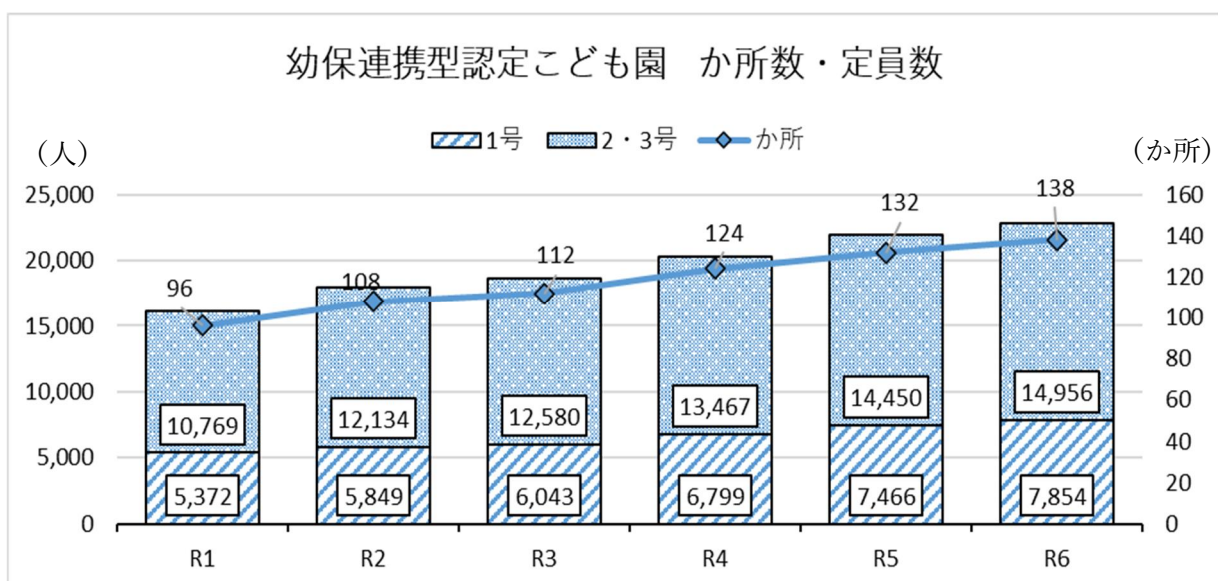
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総施設数 (か所)	178	202	216	236	249	256
総定員数 (人)	27,911	31,642	33,591	36,426	39,212	40,224
2・3号	14,823	16,722	17,781	19,201	20,591	21,137
1号	13,088	14,920	15,810	17,225	18,621	19,087



### (イ) 幼保連携型認定こども園

(各年度)

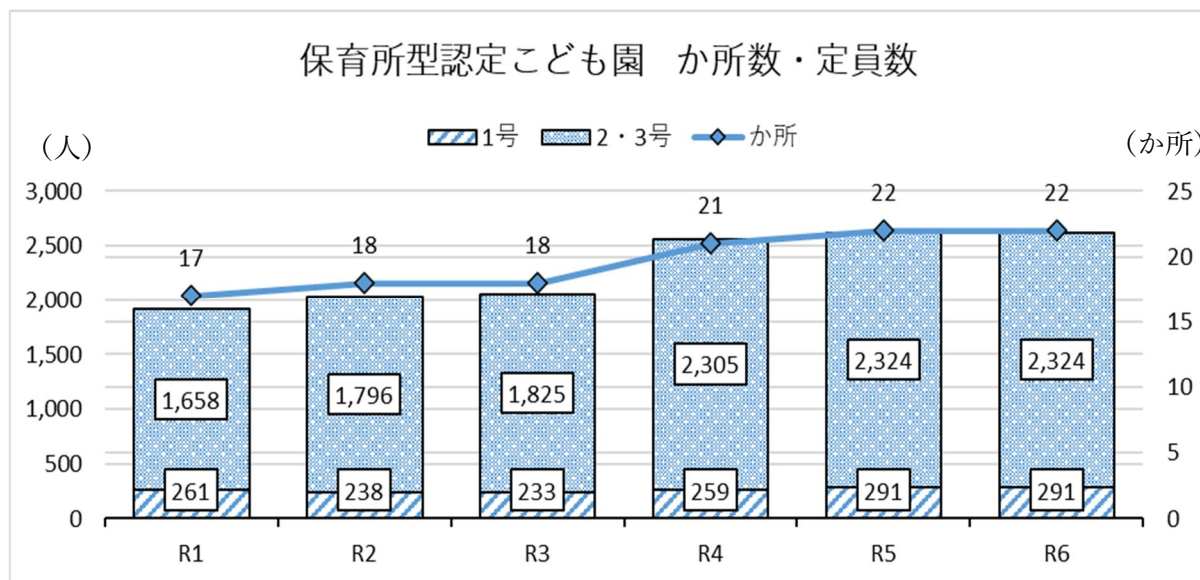
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
施設数 (か所)	96	108	112	124	132	138
定員数 (人)	16,141	17,983	18,623	20,266	21,916	22,810
2・3号	10,769	12,134	12,580	13,467	14,450	14,956
1号	5,372	5,849	6,043	6,799	7,466	7,854



(ウ) 保育所型認定こども園

(各年度)

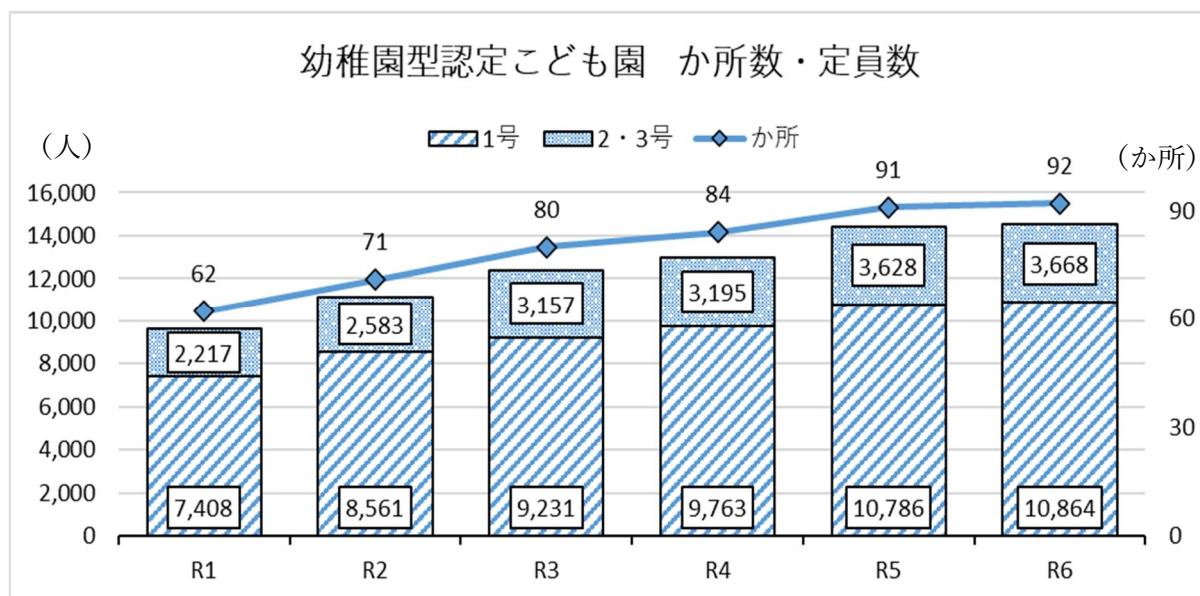
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
施設数 (か所)	17	18	18	21	22	22
定員数 (人)	1,919	2,034	2,058	2,564	2,615	2,615
2・3号	1,658	1,796	1,825	2,305	2,324	2,324
1号	261	238	233	259	291	291



(エ) 幼稚園型認定こども園

(各年度)

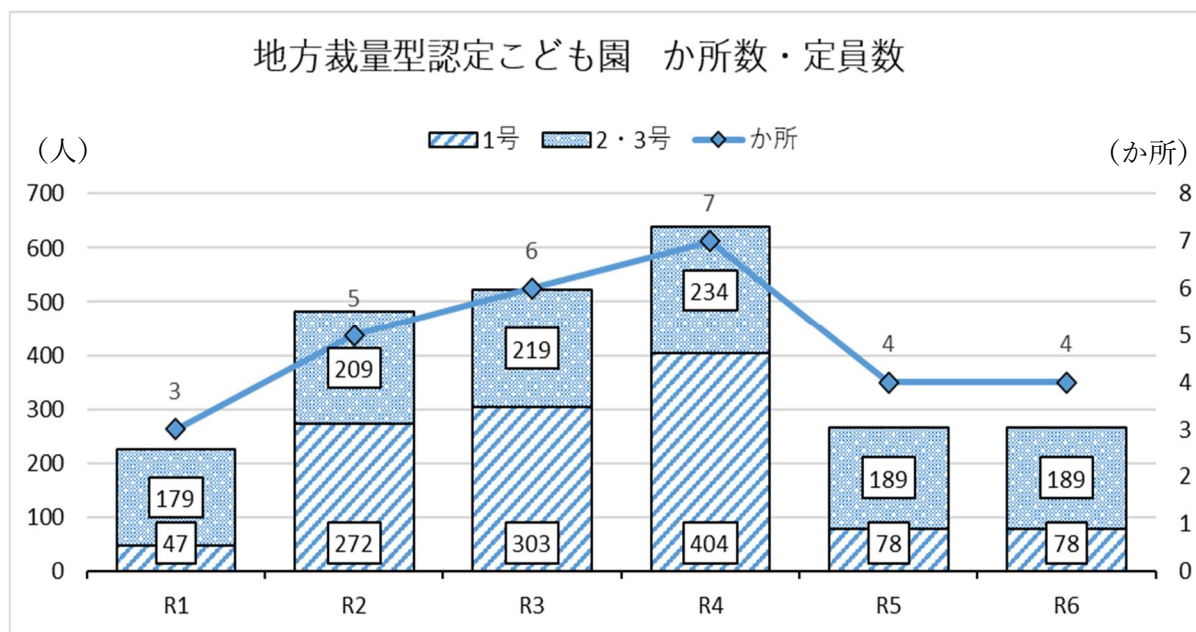
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
施設数 (か所)	62	71	80	84	91	92
定員数 (人)	9,625	11,144	12,388	12,958	14,414	14,532
2・3号	2,217	2,583	3,157	3,195	3,628	3,668
1号	7,408	8,561	9,231	9,763	10,786	10,864



(オ) 地方裁量型認定こども園

(各年度)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
施設数 (か所)	3	5	6	7	4	4
定員数 (人)	226	481	522	638	267	267
2・3号	179	209	219	234	189	189
1号	47	272	303	404	78	78



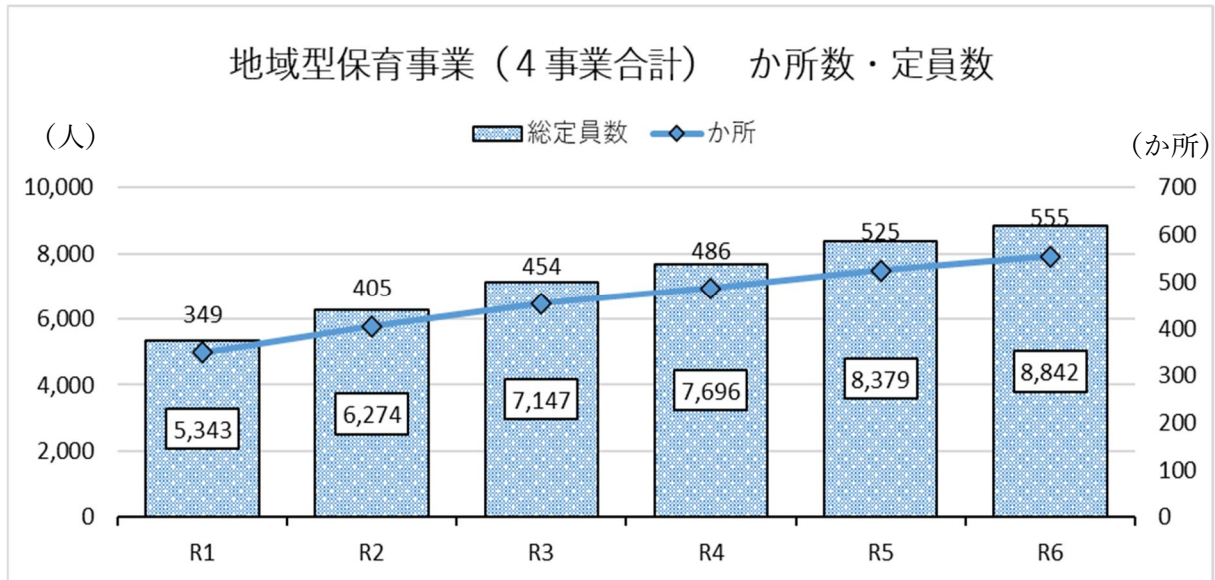


ウ 地域型保育事業

(ア) 4事業合計

(各年度)

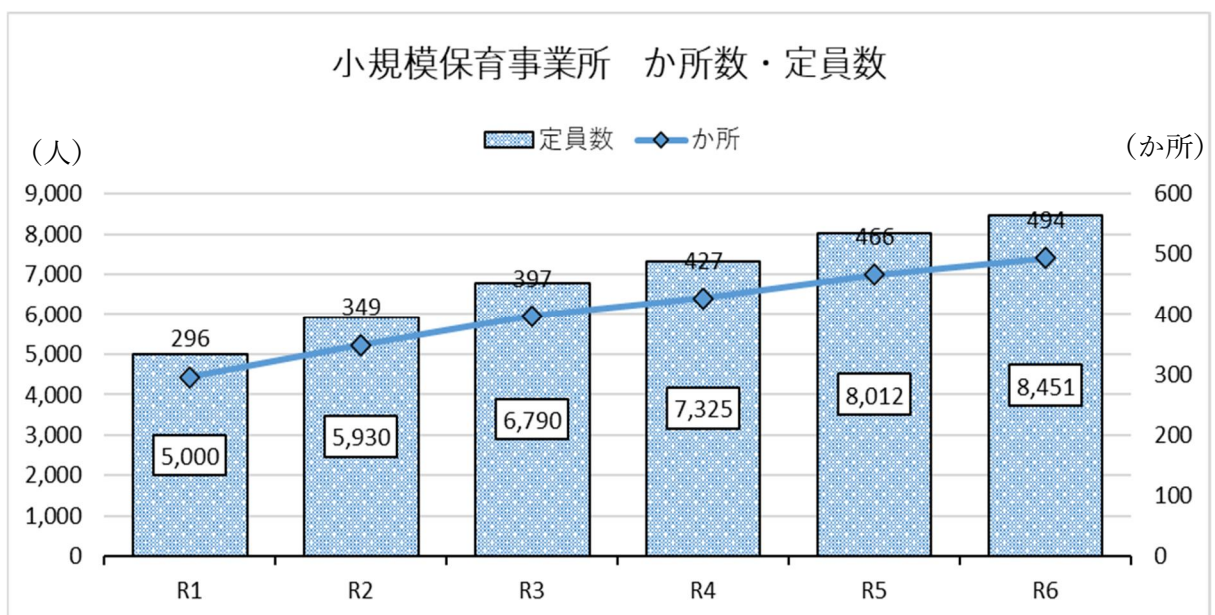
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総事業数 (か所)	349	405	454	486	525	555
総定員数 (人)	5,343	6,274	7,147	7,696	8,379	8,842



(イ) 小規模保育事業所

(各年度)

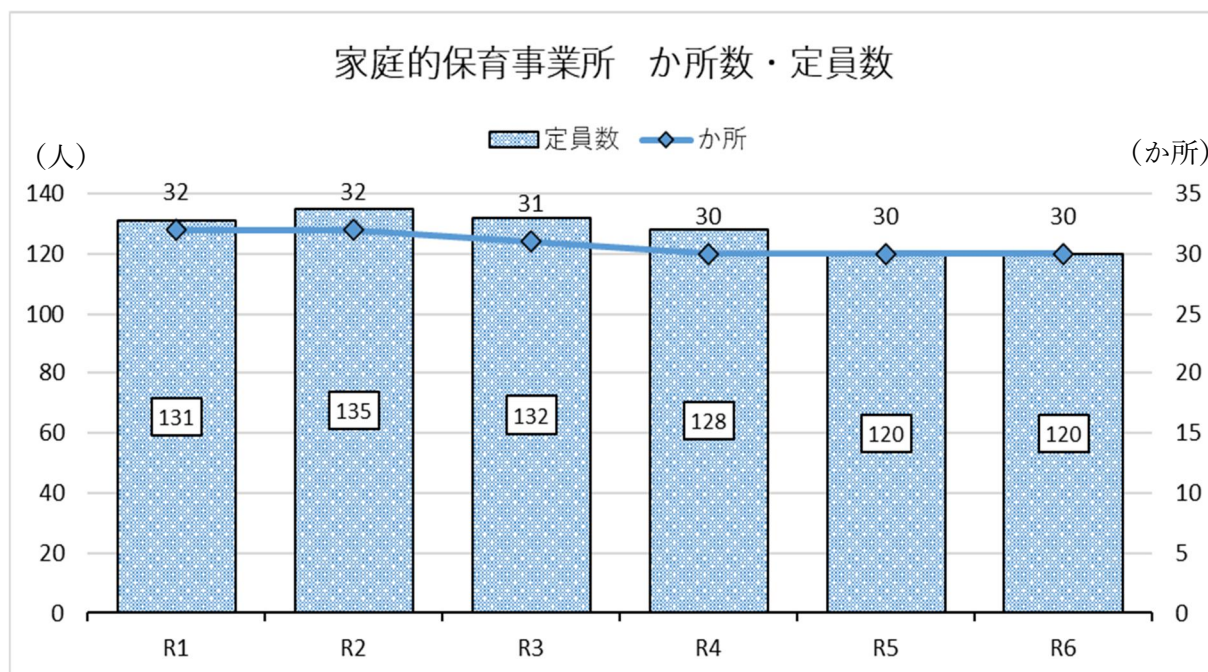
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
事業数 (か所)	296	349	397	427	466	494
定員数 (人)	5,000	5,930	6,790	7,325	8,012	8,451



(ウ) 家庭的保育事業所

(各年度)

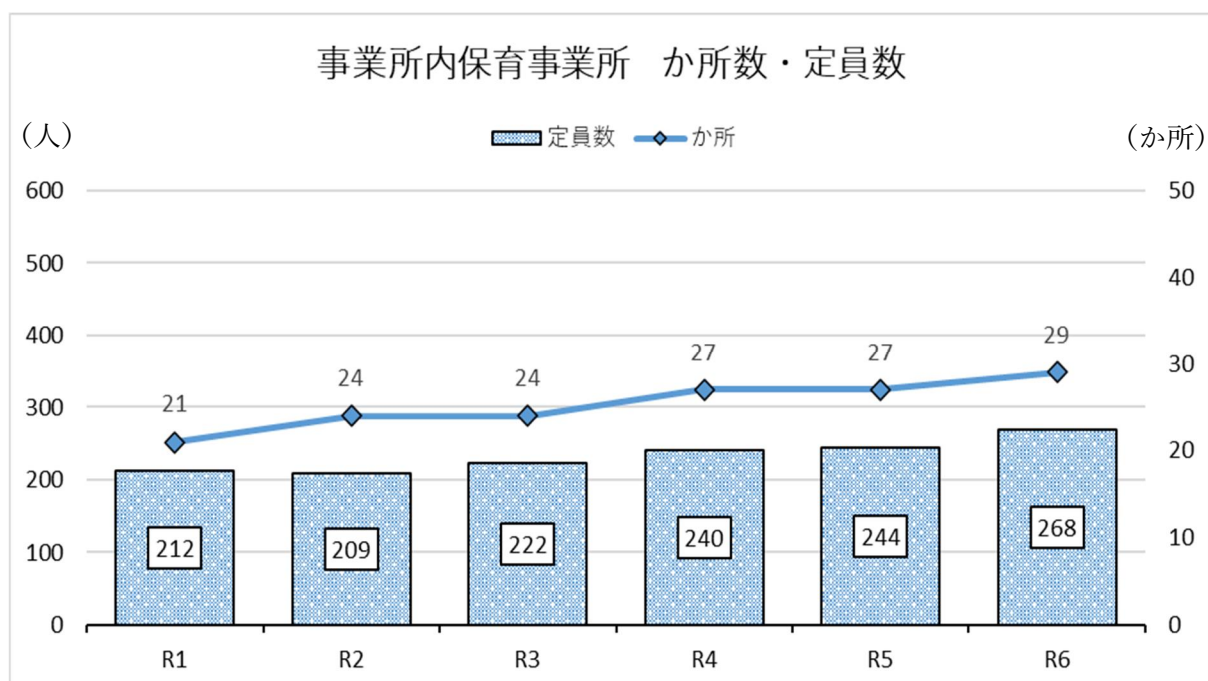
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
事業数 (か所)	32	32	31	30	30	30
定員数 (人)	131	135	132	128	120	120



(エ) 事業所内保育事業所

(各年度)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
事業数 (か所)	21	24	24	27	27	29
定員数 (人)	212	209	222	240	244	268



(オ) 居宅訪問型保育事業

(各年度)

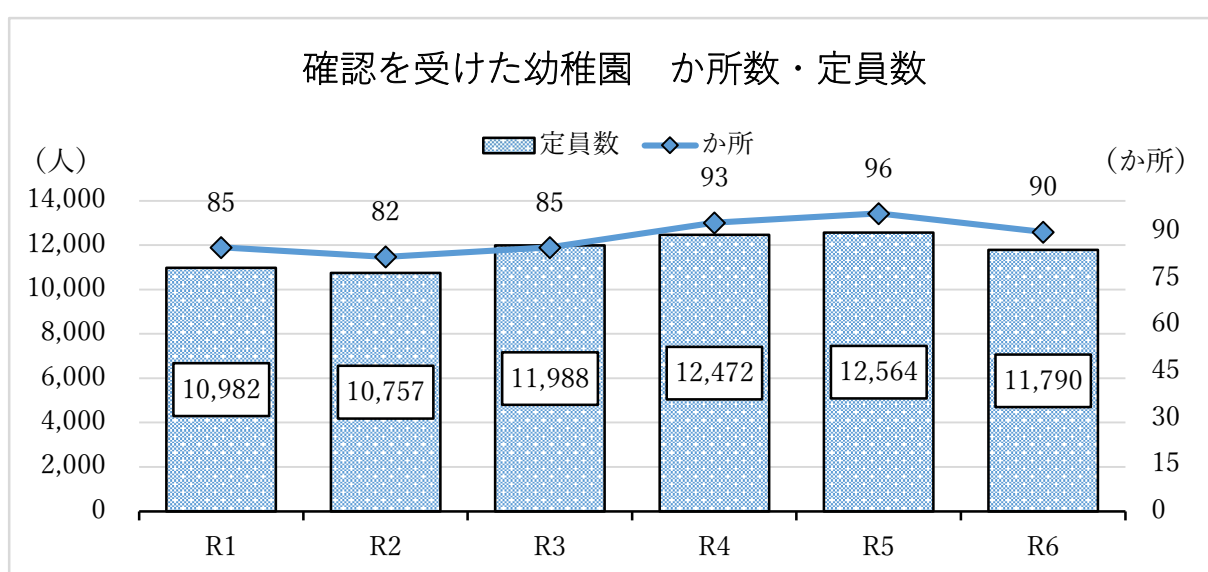
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
事業数 (か所)	0	0	2	2	2	2
定員数 (人)	0	0	3	3	3	3

エ 幼稚園

(ア) 確認を受けた幼稚園

(各年度)

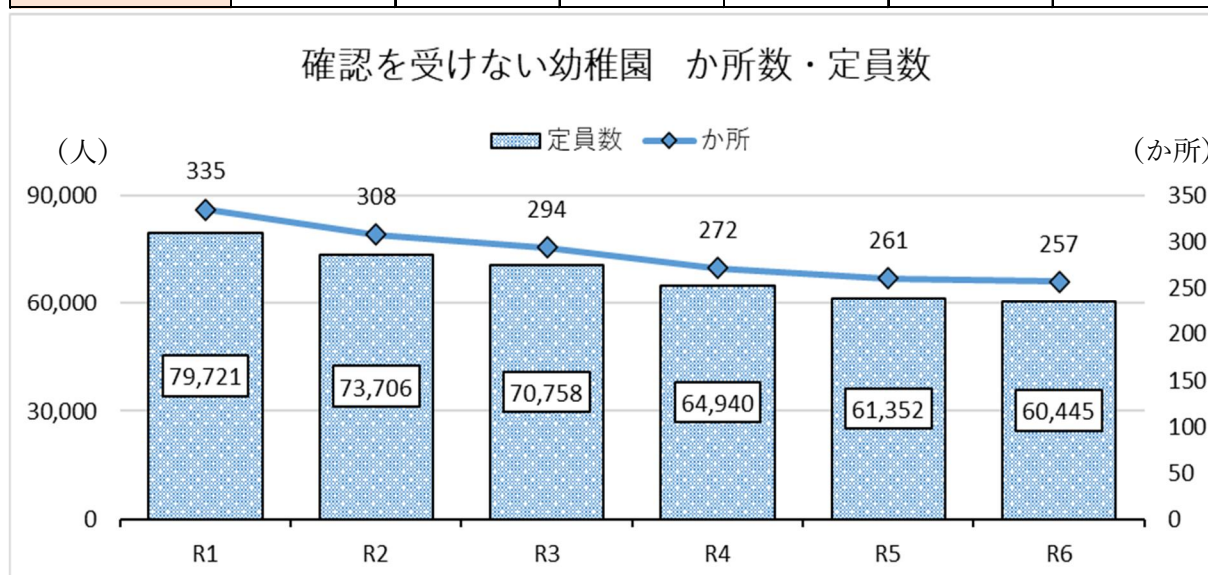
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
施設数 (か所)	85	82	85	93	96	90
定員数 (人)	10,982	10,757	11,988	12,472	12,564	11,790



(イ) 確認を受けない幼稚園

(各年度)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
施設数 (か所)	335	308	294	272	261	257
定員数 (人)	79,721	73,706	70,758	64,940	61,352	60,445

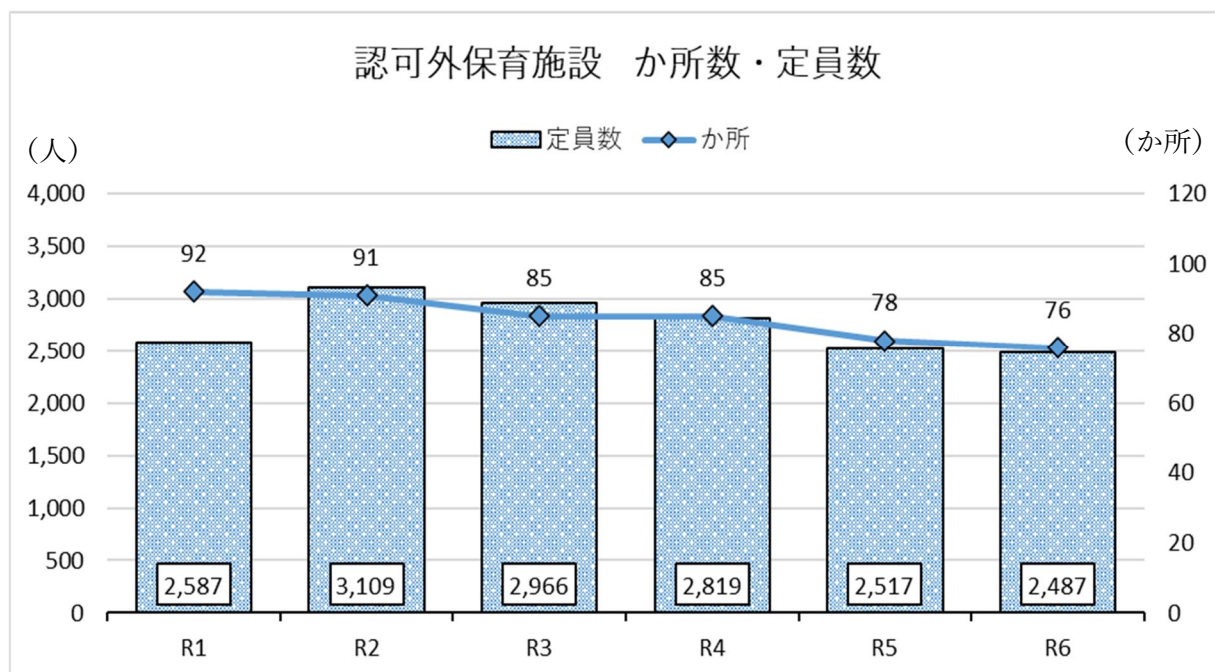




才 認可外保育施設

(各年度)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
施設数 (か所)	92	91	85	85	78	76
定員数 (人)	2,587	3,109	2,966	2,819	2,517	2,487



## 4 認可・認定に関する需給調整

### (1) 基本的な考え方

保育所や認定こども園の設置について申請があった場合、基準を満たすときは、原則として保育所や認定こども園の認可や認定を行います。

ただし、申請のあった施設の所在する「県設定区域（市町村）」において、幼児期の教育や保育を提供する施設や事業の「利用定員の合計（供給）」が「必要利用定員総数（需要）」を上回る場合は、需給調整として、必要性の検討を行います。

※関係法令 児童福祉法第35条第8項、認定こども園法第3条第8項・第17条第6項

### (2) 支援計画に含まれない施設

支援計画において予定されている施設の認可や認定前に、支援計画に含まれない施設から認可や認定の申請があった場合も、需給調整として、必要性の検討を行います。

検討に当たっては、国の定める基本指針<sup>※1</sup>の考え方を踏まえるとともに、関係市町村の意見や、申請施設の所在する県設定区域における子どもの認定区分ごとの動向などを考慮します。

### (3) 認定こども園に移行する幼稚園・保育所

幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合については、各県設定区域における「利用定員の合計」が「必要利用定員総数」に達した後も、設置申請が認可や認定についての基準を満たす場合は、原則として認可・認定を行う方向で検討します。

なお、認定こども園の認可・認定における定員設定に当たっては、地域ニーズの反映状況などについての市町村意見に配慮します。

### (4) 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園

特定教育・保育施設に該当しない（「確認」<sup>※2</sup>を受けない）幼稚園が存在する県設定区域については、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の合計を1号利用定員に加えた上で、需給調整の検討を行います。

#### ※1 基本指針の内容（第三―四―2―（二）―（2）―イ）

子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、計画に定めのない教育・保育施設の認可又は認定の申請があったときは、知事は、一定の要件に該当するときは、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。この場合において、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、知事は、地域の実情に応じて、当該認可申請に係る教育・保育施設の認可を行うことが望ましい。

※2 「確認」制度とは、施設設置者の申請により、市町村長が子どもの認定区分ごとの利用定員を定めた上で、施設が給付費（委託費）の対象となることを「確認」する制度で、「確認」を受けた教育・保育施設が「特定教育・保育施設」となります。なお「確認」を受けない幼稚園は、給付費ではなく、一般的に私学助成等を受けることが見込まれています。

## 5 教育・保育の一体的な提供とその推進

### (1) 認定こども園の普及

県では、認定こども園が幼稚園・保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、既存の幼稚園や保育所の認定こども園への移行希望なども踏まえながら、認定こども園の普及に努めていきます。

(計画数は150ページ～152ページ参照) ※教育・保育の箇所数・定員数について(県総括個別表)

また、新設の認定こども園のみならず、幼稚園や保育所等からの移行を支援するため、教育・保育機能を付加するための増改築費用などについて、国とともに助成を行い、整備を支援します。

#### 【認定こども園関連の補助制度】

	事業名	目的
1	保育所等整備交付金	認定こども園の保育を実施する部分に係る施設整備費用に対して補助を行う。
	安心こども基金 (保育所整備緊急整備事業)	
2	認定こども園施設整備交付金	認定こども園の教育を実施する部分に係る施設整備費用に対して補助を行う。
3	保育所整備促進事業	上記1の補助に関連して、千葉県単独で別途上乗せ補助を行う。

#### 令和4年度 中間見直し

#### 【認定こども園関連の補助制度(令和5年4月1日以降)】

	事業名	目的
1	就学前教育・保育 施設整備交付金	認定こども園に係る施設整備費用に対して補助を行う。
2	安心こども基金 (保育所整備緊急整備事業)	認定こども園の保育を実施する部分に係る施設整備費用に対して補助を行う。
3	保育所整備促進事業	上記1の補助に関連して、千葉県単独で別途上乗せ補助を行う。

## (2) 幼稚園・認定こども園・保育所と小学校等との連携

幼児期の教育や保育から、小学校教育への移行は、大きな環境の変化をもたらします。

平成30年4月適用の幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、小学校学習指導要領においても、保幼小の円滑な接続を図ることが示されているところです。

そのため県では、幼稚園、認定こども園、保育所と小学校が連携した取組を一層進めるとともに、5歳児の後半及び小学校入学後に必要な期間を設けて、幼児期の教育、保育の充実と小学校での新しい生活に慣れるための取組の推進を行うため、「接続期のカリキュラム千葉県モデルプラン」を作成し、幼児期の教育や保育から小学校教育への円滑な接続を行うための教育課程の在り方等を示しました。

また、幼児期の教育や保育と小学校教育との連続性や一貫性を確保し、円滑な移行を図るため、保育所、認定こども園、幼稚園と小学校との合同研究協議、相互交流の開催や幼児と児童との様々な交流活動など、子どもたちが小学校での新しい生活に慣れるための取組を推進します。

## (3) 地域型保育事業における連携施設の確保

小規模保育事業を始めとする地域型保育事業は、小規模であることや、原則として3歳未満児を受け入れの対象としていることから、保育所、認定こども園、幼稚園のいずれかが連携施設となり、保育内容などについて支援を行うとともに、卒園後の受け皿の役割を担うことが原則となります。

県では、令和元年度の待機児童対策協議会において、地域型保育事業者による適切な連携施設の確保について協議・検討の上、各市町村が必要に応じ、地域の実情を反映したガイドラインが策定できるよう「地域型保育事業者の連携施設の確保に関するガイドライン(例)」を提示しました。ここでは、地域型保育事業者が、連携施設を確保するに当たり、連携内容について連携施設と円滑に協議できるよう具体的な内容・水準及び条件等を示しています。

引き続き、連携施設を中心に教育・保育施設と地域型保育事業者等との連携や積極的な交流を促していきます。